第五項　理事会

(a) 理事会は、総務会の年次会期において基金の加盟国から選ばれた十八の加盟国及び十八までの代理加盟国から成る。理事会における議席は、附属書Ⅱの規定に従つて総務会が随時配分する。理事国及び理事国が不在である場合にのみ投票することができる代理理事国は、この協定の不可分の一部を成す附属書Ⅱに規定する手続に従つて選出及び任命される。

(b) 理事国の任期は、三年とする。

(c) 理事会は、基金の業務全般を運営する責任を有し、このため、この協定によつて与えられ又は総務会から委任される権限を行使する。

(d) 理事会は、基金の業務の必要に応じて会合する。

(e) 理事及び代理理事国の代表者は、基金から報酬を受けないものとする。ただし、総務会は、理事国及び代理理事国の代表者各一人に対し相当の旅費及び滞在費を支給する基準を決定することができる。

(f) 理事会のいかなる会合においても、全ての理事国の総票数の三分の二以上を有する理事国が出席していなければならない。

第六項　理事会における投票

(a) 総務会は、第三項(a)の規定に従つて、理事国の間の票の配分を随時決定する。

(b) 理事会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、投じられた票の五分の三以上の多数（全ての理事国の総票数の過半数であることを要する。）による議決で行う。

第七項　理事会の議長

基金の総裁は、理事会の議長となり、投票権なしで理事会の会合に参加する。

第八項　総裁及び職員

(a) 総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で総裁を任命する。総裁の任期は、四年とする。総裁は、一期に限り再任されることができる。総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で総裁の任期を終了させることができる。

(b) 理事会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、投じられた票の五分の三以上の多数（全ての理事国の総票数の過半数であることを要する。）による議決で行う。

(c) 総裁は、副総裁一人を任命することができる。副総裁は、総裁によつて与えられる任務を遂行する。

(d) 総裁は、職員の長であり、総務会及び理事会の監督及び指揮の下に、基金の業務の運営について責任を負う。総裁は、理事会が採択する規則に従い、事務局を組織し及び職員を任免する。

(e) 職員の雇用及び勤務条件の決定に当たつては、最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性並びに衡平な地理的配分についての基準を遵守することの重要性に考慮を払わなければならない。

(f) 総裁及び職員は、その職務の遂行に当たり、基金に対してのみ責任を負うものとし、職務の遂行について基金外の他の当局のいずれにも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。基金の各加盟国は、総裁及び職員の責任の国際的な性質を尊重し、これらの者に対してその責任の遂行について影響を及ぼすいかなる企図をも差し控えなければならない。

(g) 総裁及び職員は、いずれかの加盟国の政治問題にも干渉してはならない。総裁及び職員の決定は、開発政策上の考慮にのみ基づいて行うものとし、この考慮を行うに当たつては、基金の設立の目的を達成するため、公平に比較衡量を行う。

(h) 総裁は、基金を法的に代表する。

(i) 総裁又は総裁によつて指名された代理は、投票権なしで総務会の全ての会合に参加することができる。

第九項　基金の所在地

総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で基金の恒久的所在地を決定する。基金の暫定的所在地は、ローマとする。

第十項　管理予算

総裁は、年次管理予算を作成し、理事会に提出する。理事会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で行う総務会の承認を得るため、その年次管理予算を総務会に提出する。

第十一項　報告書の公表及び情報の提供

基金は、会計検査を了した計算書を含む年次報告を公表し、並びに適当な間隔を置いてその財務状況及び業務の結果についての概要書を公表する。これらの報告、文書及びこれらに関連がある他の刊行物は、全ての加盟国に配布する。

第七条　業務

第一項　資金の使用及び資金供与の条件

(a) 基金の資金は、第二条に定める目的を達成するために使用する。

(b) 基金による資金供与は、基金の加盟国である開発途上にある国の利益のためにのみ行う。当該資金供与は、開発途上にある加盟国若しくはその地方政府に対して直接に供与することができ、又は当該加盟国が参加している政府間機関を通じて、若しくは理事会が随時評価する国家開発銀行、民間部門機関、民間部門の企業その他の団体を通じて、供与することができる。基金は、加盟国以外の団体に対して貸付けを行う場合には、関連するリスク及び保障の十分な評価に基づいて理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、通常、政府保証その他の適当な保証を要求する。

(c) 基金は、節約、効率及び社会的公平に妥当な注意を払つた上、供与した資金が当該資金供与の行われた目的のためにのみ使用されることを確保するための措置をとる。

(d) 基金は、資金の配分に当たり、次の優先度を指針とする。

(i) 食糧が不足している最も貧しい国の食糧生産を増大させること及びそれらの国の最も貧しい人々の栄養水準を向上させることの重要性

(ii) 他の開発途上にある国の食糧生産を増大させることの可能性。それらの国の最も貧しい人々の栄養水準及び生活条件を向上させることにも重点を置くものとする。

(e) 援助を受けるための適格性は、これらの優先度のわく内において所得の低い国が必要としているもの及びそれらの国の食糧生産を増大させることの可能性に特に重点を置いた客観的な経済的及び社会的基準に基づいて決定するものとし、この場合において、資金の衡平な地理的配分にも十分な考慮を払う。

基金による資金供与は、この協定の規定に従うことを条件として、総務会が総票数の三分の二以上の多数による議決で随時定める一般的な政策、基準及び規則によつて規律する。